FG010030

通常課税と簡易課税

通常課税と簡易課税の概要を説明します。

通常課税

通常課税を選択した事業者は、売上等に係る消費税額と仕入等に係る消費税額をそれぞれ求めて、売上 等に係る消費税額から仕入等に係る消費税額を控除して税額を求めます。

課税仕入等に係る消費税額の計算方法は、課税売上高と課税売上割合によって異なります。

課税売上割合は、次の式で計算します。

課税売上割合 = 課税期間の課税売上高 ÷ 課税期間の総売上高

次の5億円の判定は、決算開始年月日(設立日)が、法人は平成24年4月1日以降、個人は平成25年1月1日以降の会社が対象です。

- 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入等に係る消費税額を全額控除できます。
- 課税売上高が5億円超、または課税売上割合が95%未満の場合 課税売上高が5億円超、または課税売上割合が95%未満の場合は、課税仕入等に係る消費税額を全額控除することはできません。

「個別対応方式」または「一括比例配分方式」のどちらかの方法を選択します。

個別対応方式

個別対応方式では、課税仕入等に関する取引をその用途先によって区分して、それぞれの消費税額を求めます。

課税売上に用した仕入等の消費税額

非課税売上に用した仕入等の消費税額

課税売上・非課税売上共通に用した仕入等の消費税額

上記の税額を元にして、次の式で仕入等の控除額を計算します。

A=課税売上に用した仕入等の消費税額-課税売上に用した仕入等の返還の消費税

B=課税・非課税共通に用した仕入等の消費税額×課税売上割合-課税・非課税共通に用した仕入 等の返還の消費税額×課税売上割合

仕入控除税額 = A + B

一括比例配分方式

控除する消費税額と控除できない消費税額を課税売上割合であん分する方法です。

通常課税と簡易課税 Page 2 of 4

一括比例配分方式では、仕入等に関する取引をその用途先によって分類する必要がないため、事務手続きの簡素化が図れます。

仕入控除税額=課税仕入等に係る消費税額×課税売上割合-課税仕入等の返還に係る消費税額×課税売上割合 税売上割合

■消費税業種

簡易課税

基準期間 (課税期間の前々年または前々事業年度) の課税売上高が5,000万円以下の事業者で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を事前に提出している事業者は、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高から仕入控除税額の計算を行うことができる簡易課税制度の適用を受けることができます。

みなし仕入率

簡易課税制度は、仕入控除税額を課税売上高に対する税額の一定割合とするというものです。この一定 割合をみなし仕入率といい、売上げを卸売業、小売業、製造業等、サービス業等、不動産業およびその 他の事業の6つに区分して、それぞれの区分ごとのみなし仕入率を適用します。

● 第一種事業(卸売業):90%

第二種事業(小売業):80%

第三種事業(製造業等):70%

第四種事業(その他の事業):60%

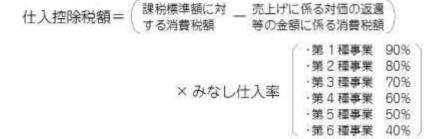
第五種事業(サービス業等):50%

第六種事業(不動産業):40%

仕入控除税額の計算

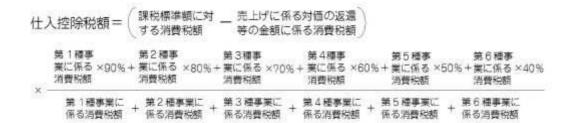
基本的な計算の方法

● 第1種事業から第6種事業までのうち、1種類の事業だけを営む事業者の場合



- 第1種事業から第6種事業までのうち、2種類以上の事業を営む事業の場合
 - 原則法

通常課税と簡易課税 Page 3 of 4



• 簡便法

次のAとBのどちらにも該当しない場合は、次の算式により計算しても差し支えありません。

A:貸倒回収額がある場合

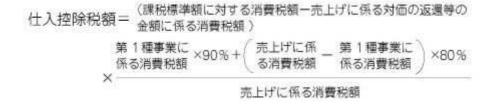
B:売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除して控除しきれない場合

什入控除税額=

特例の計算

- 2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合には、その事業のみなし仕入率を全体の課税売上げに対して適用することができます。
- 3種類以上の事業を営む事業者で、特定の2種類の事業の課税売上高の合計額が全体の課税売上高の75%以上を占める事業者については、その2業種のうちみなし仕入率の高い方の事業に係る課税売上高については、そのみなし仕入率を適用し、それ以外の課税売上高については、その2種類の事業のうち低い方のみなし仕入率をその事業以外の課税売上げに対して適用することができます。例、3種類以上の事業を営む事業者の第1種事業と第2種事業に係る課税売上高の合計が全体の課税売上高の75%以上を占める場合の計算式は次のとおりです。

• 原則法



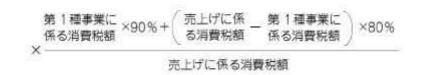
• 簡便法

次のAとBのどちらにも該当しない場合は、次の算式により計算しても差し支えありません。

A:貸倒回収額がある場合

B:売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除して控除しきれない場合

通常課税と簡易課税 Page 4 of 4



事業区分をしていない場合の取扱い

2種類以上の事業を営む事業者が課税売上げを事業ごとに区分していない場合には、この区分をしていない部分については、その区分していない事業のうち一番低いみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算します。

75%基準の特例による消費税額の計算

複数の事業を営む簡易課税事業者が次のどちらかに該当する場合は、75%基準の特例を受けることができます。

- 複数の事業のうち、1つの事業の課税売上高が全課税売上高の75%以上の場合
- 複数の事業のうち、2つの事業の課税売上高の合計が全課税売上高の75%以上の場合

1つの事業で75%以上の場合

1つの事業の課税売上高が、その課税期間の全課税売上高の75%以上を占める場合は、その事業のみなし仕入割合を使って、消費税額を計算できます。

例.

卸売業(全売上高の80%)と小売業(全売上高の20%)を兼業する場合は、全課税売上高に対して、 みなし仕入割合90%を使って消費税を計算できます。

2つの事業で75%以上の場合

2つ以上の事業を兼業している事業者で、2つの事業の課税売上高がその課税期間の全課税売上高の75%以上を占める場合は、その2事業のみなし仕入割合のうち、低い方のみなし仕入割合を、そのほかの事業に対しても適用できます。

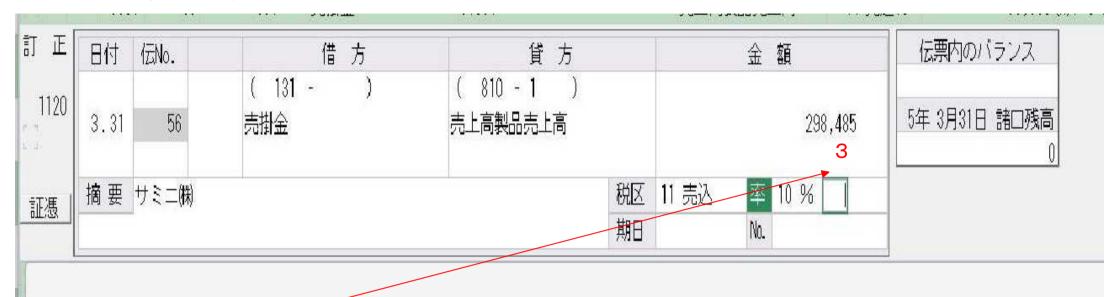
例.

卸売業(全課税売上高の45%)、小売業(35%)、サービス業(20%)を兼業する場合は、卸売業と小売業で全課税売上の75%以上になるため、卸売業以外については、小売業のみなし仕入割合80%を適用できます。

控除対象仕入税額=第一種事業の消費税額×90%+ (各事業の消費税額の合計額-第一種事業の消費税額)×80%

先頭へ戻る

■消費税業種



- 1.第1種事業(卸売業)
- 2.第2種事業(小売業)
- 3.第3種事業(製造業等)
- 4.第4種事業(その他)
- 5.第5種事業(他・サービス業等)

8.第6種事業(不動産業)